⑸　株式会社Joule
（勧告日：平成25年３月15日）【附属資料２－４－３⑴①（番号18）参照】
○　業務停止命令違反、検査忌避及び業務改善命令違反
〔金商法第52条第１項第６号及び第198条の６第11号〕
【概要】
当社は、平成21年11月に近畿財務局より、業務停止命令及び業務改善命令を受け、当該業務改善命令に基づき再発防止策のための改善策を取りまとめた報告書を同局に提出を行っていた。今回検査において、当該行政処分の履行状況について検証を行ったところ、以下の問題が認められた。
・業務停止期間中に、業務停止命令に違反する行為と認識しながら複数の顧客と投資顧問契約を締結していた。
・検査官に対し、上記違反行為を隠蔽するため、偽造した資料を提出し説明を行った。
・当局に提出した改善報告書の内容について虚偽があり、再発防止策が講じられておらず、業務改善命令違反が認められた。

※　平成24年度においては、上記の証券検査の結果に基づく行政処分勧告のほか、国際取引等調査の結果に基づき、下記の投資助言・代理業者に対して行政処分勧告を行った。

○　ジャパン・アドバイザリー合同会社
（勧告日：平成24年６月29日）【第５章第２　２④及び附属資料２－４－３⑴②参照】

４　投資運用業者に対する検査結果に基づく勧告
⑴　ユナイテッド投信投資顧問株式会社
（勧告日：平成24年10月10日）【附属資料２－４－３⑴①（番号５）参照】
①　投資一任契約に係る善管注意義務違反
〔金商法第42条第２項〕
【概要】
○　投資事業有限責任組合に対する出資前の調査等が不適切な状況
当社が投資事業有限責任組合への出資前に行った調査については、当該組合の運営者が適切かどうかにつき十分な調査を実施していないほか、当該組合が投資する予定の未公開企業の実態等の把握が著しく不十分な状況等が認められた。
○　投資事業有限責任組合に対する出資後のモニタリング等が不適切な状況
当社は、投資事業有限責任組合への出資後の当該組合に対するモニタリングにおいて、当該組合において、上場予定が白紙となった投資先未公開企業について、合理的な理由なく追加投資を行うなど適切な措置を講じておらず、適正にモニタリング等を行っていない状況が認められた。

⑵　株式会社スタッツインベストメントマネジメント
（勧告日：平成24年10月10日）【附属資料２－４－３⑴①（番号６）参照】
①　投資一任契約に係る善管注意義務違反
〔金商法第42条第２項〕
【概要】
○　投資事業有限責任組合に対する出資前の調査等が不適切な状況
当社が投資事業有限責任組合への出資前に行った調査については、未公開株を投資対象とする当該組合の収益状況について何ら具体的に調査を行っていない等、不適切な状況が認められた。
○　投資事業有限責任組合に対する出資後のモニタリングが不適切な状況
当社は、投資事業有限責任組合への出資後の当該組合に対するモニタリングにおいて、当該組合に係る事業年度の始期及び終期に変更があったこと等について把握しておらず、適正にモニタリングを行っていない状況が認められた。

⑶　ビバーチェ・キャピタル・マネジメント株式会社
（勧告日：平成24年12月７日）【附属資料２－４－３⑴①（番号11）参照】
○　異なる運用商品の運用実績値を表示する行為等
〔金商法第38条第７号の規定に基づく金商業等府令第117条第１項第２号〕
【概要】
当社は、投資一任契約の締結に係る運用商品の顧客勧誘資料において、既存顧客の運用実績を記載しているが、実績値をそのままではなく加工して表示を行う等、不適切な勧誘資料を顧客に配付していた。

⑷　新生インベストメント・マネジメント株式会社
（勧告日：平成24年12月７日）【附属資料２－４－３⑴①（番号12）参照】
○　投資一任契約に係る善管注意義務違反
〔金商法第42条第２項〕
【概要】
当社は、投資一任契約に基づき、優先出資証券等を買付けているが、市場性があり、価格情報が容易に入手できる当該投資対象資産の買付価格について十分な調査等を行っていない状況が認められた。

５　金融商品仲介業者に対する検査結果に基づく勧告
○　ＦＰＬアセットマネジメント株式会社
（勧告日：平成24年12月14日）【附属資料２－４－３⑴①（番号15）参照】
○　無登録で投資信託に係る私募の取扱いを行っている状況
〔金商法第29条〕
【概要】
当社は、顧客に対し、所属金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者が取り扱う私募投資信託について取得勧誘を行っていた。

６　信用格付業者に対する検査結果に基づく勧告
○　スタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社
（勧告日：平成24年12月11日）【附属資料２－４－３⑴①（番号13）参照】
①　付与した信用格付に係る検証及び更新を適切かつ継続的に実施するための措置が適切に講じられておらず業務管理体制の整備が不十分な状況
〔金商法第66条の33第１項に基づく金商業等府令第306条第１項第６号ト〕
【概要】
当社は、信用格付の付与を行った証券化商品に係る信用格付モニタリングを行う際、信用格付付与に重大な影響を及ぼす情報について適切に把握を行っていなかったため、長期間、正確でない信用格付を付与し続ける事例を発生させ、かつ、当該問題事例発生後に十分な再発防止策を策定しなかったなど不適切な状況が認められた。
②　業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況
〔金商法第66条の41〕
【概要】
当社においては、社内で決定された信用格付と異なる信用格付を公表等（以下「誤公表等」という。）しているなど極めて不適切な状況が認められた。また、誤公表等の発生時における報告態勢等について定められていないことから、コンプライアンス部等に報告がなされず、適切な再発防止策が策定されていない状況が認められた。

７　適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査結果等の公表
⑴　株式会社アール・ビーインベストメント・アンド・コンサルティング
（公表日：平成24年10月16日）【附属資料２－４－３⑴④（番号１）参照】
①　金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
〔金商法第63条第４項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第38条第１号〕
【概要】
当社において、金融商品取引契約の勧誘に際し使用した投資事業有限責任組合の運用状況に関する報告書に、投資先未公開企業の上場見込みについて、まだ確定していないにもかかわらず、あたかも上場予定が確定しているかのような趣旨を記載する等、金融商品取引契約の締結・勧誘に関して、顧客に虚偽のことを告げる行為が認められた。